

議案第293号

### 大阪市立愛光会館条例の一部を改正する条例案

大阪市立愛光会館条例（昭和38年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「母及び」を「母及び父子家庭の父並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、愛光会館の設置の目的を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市立愛光会館条例 (抄)

(設 置)

第1条 本市に母子家庭の母及び**父子家庭の父並びに**寡婦のために会館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省

略

(目 的)

第2条 大阪市立愛光会館（以下「会館」という。）は、母子家庭の母及び**父子家庭の父並びに**寡婦の経済的自立を助長し、その福祉を増進するとともに、その扶養する児童の健全な育成に資することを目的とする。